

**令和8年度**

**スポーツ産業の成長促進事業**

**「テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業」**

**(スポーツを活用した自律的地域成長促進事業)**

**仕 様 書**

**令和8年6月2日**

**スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付**

## 1 委託事業名

令和8年度スポーツ産業の成長促進事業「テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業」（スポーツを活用した自律的地域成長促進事業）

## 2 事業の目的

スポーツを活用した経済活性化・地方創生を推進するためには、単なるスポーツ振興にとどまらず、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・DX・環境等の関連施策を有機的に連携させながら、スポーツ資源を最大限に活用することが求められる。

一方で、地域におけるスポーツツーリズム、健康増進、まちづくり等の取組は個別に進められている場合が多く、関係部局間の連携や成果指標（KPI）の設定等も十分でないことから、地域全体として一体的な戦略となっていない場合がある。

また、スポーツを活用した地域活性化を進めるためには、一定のスポーツ資源や推進体制、民間事業者との連携基盤等が必要であり、地域によって取組段階や課題は異なる。

本事業においては、既に一定のスポーツ資源や推進基盤を有する自治体を対象として、スポーツを観光、健康、まちづくり等と横断的に連携させる推進体制や中長期戦略の形成を支援することにより、スポーツを核とした経済活性化・地方創生を計画的に進める先行モデル地域の形成を図る。

また、形成されたモデルについて、推進体制、民間連携、成果指標（KPI）等の観点から成果や課題を整理・共有することで、他地域におけるスポーツ活用の検討や取組推進につなげることを目的とする。

## 3 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月29日（月）

## 4 成果物

本調達における成果物は以下のとおりとする。成果物は電子ファイル形式で授受するものとし、原則、文部科学省が指定するBoxを経由して行うこととする。

なお、何らかの事情でこの方法が不可能となった場合は、受け渡し方法について別途協議し決定するものとする。

- 1) 委託事業報告書
- 2) 成果報告書（概要版、詳細版、非公開版）
- 3) 事例集
- 4) 定例会及び各種会議の打合せ要旨

※読み手に配慮し成果を分かりやすく取りまとめること。

※形式や内容について双方協議の上作成を行うため、納入期限の1月前には素案を作成し、協議を開始すること。

## 5 納入期限

- 1) ～3) 令和9年3月29日(月)
- 4) 各定例会及び各種会議終了後5労働日以内

## 6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省スポーツ庁 参事官(民間スポーツ担当) 付

## 7 委託事業の内容

委託事業者(本事業の事務局)は、上記2の「事業の目的」を踏まえ、次に掲げる(1)～(5)の事項に関し、実施計画書において具体的な提案を行い、スポーツ庁と連携しながら、自治体の支援等を行うこと。

### (1) 推進支援・伴走支援・進捗管理

委託事業者は、下記①及び②に掲げる「自治体の取組」を支援するにあたって、単なる個別施策の実施支援にとどまらず、スポーツ部局と観光、健康、まちづくり等の関係部局や、民間事業者、地域スポーツ団体等が連携した推進体制の構築支援を行うこと。

さらに、各自治体の取組段階や地域特性を踏まえながら、スポーツを活用した地域活性化に係る課題、推進体制、民間連携、成果指標(KPI)等について整理し、他地域への横展開を見据えた知見の蓄積を行うこと。

その上で、下記について実施すること。

- ・本事業の支援対象となる自治体を想定し、当該自治体の実情を整理すること。
- ・想定される自治体が抱える課題について、整理・分析すること。
- ・上記の課題を踏まえ、課題解決に向けた具体的な取組内容及び実施計画を提案すること。
- ・提案した実施計画に基づき、本事業を円滑に推進するため、委託事業者と各自治体との間で、それぞれ会議を3回以上開催し、自治体ごとに進捗管理を行うこと。
- ・また、各自治体において多様な地域資源とスポーツを組み合わせ高付加価値化等を図るため、その伴走支援を行うこと。

なお、謝金・旅費の額は、以下の金額を参考に参考見積書、入札金額の積算をすること。

謝金(税抜) : @14,600円

旅費(税抜) : @60,000円

※上記単価を基に、想定人数や会議回数等を踏まえ積算すること。

※旅費単価については、参考見積書、入札金額の積算作成時の概算額として使用するものであり、実際は実費精算とする。

また、上記に加え、以下についても併せて実施すること。

- ・当該取組を通じて達成を目指す成果・目標を設定すること。

- ・ 設定した成果・目標の達成状況を把握・検証するための指標、評価方法及び検証の進め方について提案すること。

### 「自治体の取組」

地域においてスポーツを活用した経済活性化・地方創生を実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・都市のデジタル化・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

一方で、地域によって、スポーツ活用の取組段階や推進体制、活用可能なスポーツ資源等は異なることから、本事業においては、既に一定のスポーツ資源や推進基盤を有する自治体を対象として、スポーツを核とした分野横断的な推進体制及び中長期戦略の形成を進めるものとする。

こうしたスポーツを活用した取組を個別施策としてではなく、地域全体の戦略として一体的に進めるため、下記①及び②の取組により、多様な地域資源と組み合わせた高付加価値化やエコシステムの形成・拡大に向けた中長期的な戦略を策定すること。

#### ① 推進体制の構築

自治体は、スポーツを活用した経済活性化・地方創生の取組を効果的に推進するため、スポーツビジネス・都市のエリアマネジメント・スポーツ施設運営や、スポーツツーリズム、フィットネス等の分野において経験・知見を有する、本事業の専属的な調整等を担う人材を参画させること。なお、当該人材については、事務局及びスポーツ庁と協議の上で決定すること。

また、自治体内の関係部局や関係団体、外部有識者等が参画する推進チームを設置し、意思疎通が円滑に行われる推進体制を構築すること。

加えて、推進体制の構築に当たっては、スポーツ部局のみならず、観光、健康、まちづくり等の関係部局との横断的な連携体制を構築するとともに、地域のプロスポーツチーム、民間事業者、観光団体、大学等との連携を図ること。

#### ② 中長期戦略の策定

地域の自律的な成長促進に向けて下記（ア）～（ウ）を含む取組を一体的に進めるため、必要となる調査や分析等を行うことや、課題を整理し有識者会議を実施することなどにより、持続的な中長期戦略を策定すること。また、戦略策定に当たっては、交流人口、地域消費額、住民参加等の成果指標（KPI）を設定するとともに、将来的な持続性や自走化を見据え、民間資金や自主財源の活用可能性についても検討を行うこと。

その際には、既存の地域資源や取組状況、関係施策等を整理するとともに、今後の方向性や検討課題を明確化し、有識者会議等を通じた議論を行うことで、自律的な成長促進に向けた戦略の取りまとめを行うこと。

(ア) スポーツによる経済活性化

(例：スタジアム・アリーナを核とし、周辺施設やインフラと連携したエリア全体でのマネジメントがなされたまちづくりに資する取組により、施設価値の拡大や地域の賑わい創出等を図るスポーツコンプレックスの推進等)

(イ) スポーツによる交流人口の拡大

(例：地域資源（アウトドア、文化など）とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムの推進、スポーツ合宿・キャンプの誘致、スポーツイベントの実施等)

(ウ) スポーツによる健康増進・共生社会の実現

(例：地域のスポーツ資源（体育館、運動場、ゴルフ場等の地域のスポーツ施設、地元のアスリート、プロチーム、指導者等の人材）を活用した住民の継続的なスポーツ実施機会の創出・拡大、地元企業と連携したスポーツの実施促進、文化施設や商業施設と融合した住民向けの身近なスポーツの場・機会の創出等)

(2) 支援対象となる団体の公募・審査

委託事業者は、上記（1）の支援対象となる団体の選定を行うため、公募・審査を実施すること。公募・審査については、公平性を担保する観点から、公募形式を採用し、審査のための第三者委員会を設置すること。

選定先は、本事業が、スポーツを活用した地域活性化に係る先行モデル形成を目的とするものであり、既に一定のスポーツ資源や推進基盤を有し、スポーツを核として観光、健康、まちづくり等を横断的に連携させた戦略形成に取り組む意欲・体制を有する自治体を重点的に支援することを目的とすることから、下記の条件を満たす自治体（当該自治体が出資等している外郭団体を含む）とする。

- ・ 都道府県または中核市以上の市であること
- ・ 直近数年の間に大規模スポーツ大会を開催（予定含む）、もしくはプロスポーツチーム等のスポーツ団体の活動拠点があること

選定数は3団体以上とし、（A）大規模スポーツ大会の開催レガシー活用（国民スポーツ大会等の開催を契機として形成されたスポーツ資源やレガシーを活用し、地域活性化につなげようとする自治体）、（B）プロスポーツチーム等の地域資源活用（複数のプロスポーツチームやスポーツ施設等、スポーツツーリズムやアウトドア等の地域資源を活用し、交流人口拡大や地域消費活性化を図ろうとする自治体）等の観点を踏まえ、地域特性に応じた多様なモデル形成を図る観点から、戦略性をもって選定を行うこととする。

なお、自治体の選定数及び支援規模はスポーツ庁と協議の上、戦略性をもって評価、決定すること。

また、この公募・審査を速やかに進めるため、公募要領及び審査要領等を事業計画書に添付するとともに、公募から選定までの具体的なスケジュールも添付すること。

支援規模は1団体あたり最大30,000千円（税込）とすること。

### (3) カンファレンスの開催

本事業において策定した中長期戦略を共有すること等を目的としたカンファレンスを開催すること。策定した中長期戦略や推進体制、成果指標（KPI）、民間連携手法、課題等について共有を行い、他地域におけるスポーツ活用の検討や推進体制構築につながる内容とすること。

#### (ア) 開催方法、内容

策定した中長期戦略（策定中の場合を含む）の発表を行うとともに、参加者間の意見交換等を実施すること。自治体、外部有識者、企業等の幅広い参加を想定し、対面およびオンライン配信を組み合わせたハイブリッド方式により1回開催すること。

#### (イ) 参加者、集客方法

想定する参加者のターゲットおよび参加人数を適切に設定した上で、効果的な広報・周知を行い、集客に努めること。

### (4) 事業に関する資料作成、情報・データ共有

スポーツ庁が求める場合、本事業に関する資料作成や情報・データの共有を行うこと。様式や粒度については、都度スポーツ庁の指示のもと対応すること。

### (5) 定例会の開催

原則1週間に1回、定例の打ち合わせを行う。毎打合せ時には、打合せの効率性を高めるため、議論するアジェンダを用意し、資料を事前に共有すること。議論した内容について打合せ要旨を作成し、スポーツ庁に提出すること。

### (6) 成果物

広く普及・啓発を図っていくため、(1)の成果を成果報告書及び事例集としてとりまとめを行う。なお、事例集については、地域特性、推進体制、民間連携、成果指標（KPI）、課題等の観点から整理を行い、他地域が自地域に適したスポーツ活用の在り方を検討する際の参考となる内容とすること。

## 8 事業規模

事業規模は120,000千円（税込）を上限とする。

## 9 応募者に求められる要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応募者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合

は不合格として落札決定の対象から除外される。

- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

## (2) 要求要件の詳細

### 1 業務の実施方針

#### 1-1 業務内容の妥当性、独創性

- \* 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。  
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- \* 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

#### 1-2 事業実施方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- \* 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。

#### 1-3 事業計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

### 2 組織の経験・能力

#### 2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に類似の事業<sup>1</sup>を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

#### 2-2 組織の事業実施能力

- \* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 スポーツ産業や団体等、企業等における事業創出・拡大等に関する幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力<sup>2</sup>を有していればその内容に応じて加点する。
- \* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

#### 2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点

<sup>1</sup> 「過去に類似の事業を実施した実績」とは、過去に地方公共団体等によるスポーツを核とした事業創出・地方創生等への支援を実施した実績を想定する。

<sup>2</sup> 「幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力」とは、地方公共団体の実情・ニーズへの理解、連携事業の創出等支援手法への理解、また、スポーツ業界やその他多様な産業界のネットワークを有することを想定する。

する。

### 3 業務従事予定者の経験・能力

#### 3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業<sup>3</sup>を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

#### 3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

\* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見<sup>4</sup>を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワーク<sup>5</sup>を有していれば加点する。

### 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

#### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、又は一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）

○ スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

### 5 賃上げを実施する企業に関する指標

#### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする。）

5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計

<sup>3</sup> 「過去に類似の事業を実施した実績」とは、過去に地方公共団体等によるスポーツを核とした事業創出・地方創生等への支援事業に従事した実績を想定する。

<sup>4</sup>5

「知識・知見」「人的ネットワーク」とは、地方公共団体の実情・ニーズへの理解、連携事業の創出等支援手法への理解、また、スポーツ業界やその他多様な産業界のネットワークを有することを想定する。

年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

## 10 検 査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

### 1.1 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

### 1.2 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

### 1.3 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することが

できる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

#### **1 4 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保**

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

#### **1 5 取引停止期間中の者への支出の禁止**

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

#### **1 6 協議事項**

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。